

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年5月作成）

宅地建物取引士資格試験の受験を申し込む方は、以下にご留意ください。

### 1. 受験申込みの自粛についてのご協力をお願い

令和2年5月現在、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令され、各都道府県知事等による外出自粛・営業自粛要請が行われています。宅地建物取引士資格試験の当日に同感染症の状況がどのようになっているか、予断を許さない状況です。

感染の拡大防止のためには、密閉・密集・密接の「3つの密」を避けることが大切であると言われています。宅地建物取引士資格試験は、例年、相当数の受験申込みがあり、試験会場に多数の受験者が集まりますので、ある程度の密集状態になることが考えられます。

試験実施にあたりましては、「3つの密」を避けるため、試験会場における受験者間の間隔を確保するなど可能な限り努力いたしますが、試験会場のスペースには限りがあります。

このため、早期の宅地建物取引士の資格取得を迫られていない方につきましては、なるべく今年度の受験申込みを自粛していただきますよう、ご協力をお願いします。

### 2. 試験の中止・試験会場の変更等について

試験地における感染の状況により、試験の中止や試験会場の変更等を行う可能性があります。この場合は、一般財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）で発表いたします。試験日前には、必ずホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

#### (参考) 試験当日の注意事項

##### (1) 体調不良の方について

新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方、発熱や咳が出るなどの症状がある方については、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。

なお、これを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。

##### (2) マスク着用等について

試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、試験時間中の写真照合の際に、試験監督員の指示によりマスクを一時的に外していただく場合があります。

また、携帯用手指消毒アルコールや携帯用ウェットティッシュをお持ちの方は、試験会場に持参し使用しても差し支えありません。

##### (3) 試験室の換気について

当日は、換気のため、可能な限り、窓やドアを開けます。室温の高低に対応して容易に着衣・脱衣できるよう、服装には十分注意してください。